



後期高齢者医療保険からのお知らせ

問 困国保年金課医療年金係 (☎内線1119)

問 住民福祉課税務保険係 (☎内線2121)

■「後期高齢者医療資格確認書」を郵送します

7月中旬ごろ、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、新しい資格確認書(茶色)を対象者全員に郵送します。

有効期限は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間です。期限の切れた被保険者証、資格確認書などは自身で破棄してください。



◀資格確認書見本



▲封筒見本

■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は廃止されました

今後は以下の方法で、入院や外来で支払う医療費の自己負担額を限度額までに抑えることができます。

○マイナ保険証を持っている人

➡マイナ保険証を提示する

○マイナ保険証を持っていない人

➡限度区分が併記された資格確認書を提示する

※併記する際は、困国保年金課または住民福祉課で申請が必要です

※すでに認定証の交付を受けている人には、限度区分を併記した資格確認書を郵送するので、新たに申請する必要はありません

■「後期高齢者医療保険料」の納付が始まります

○普通徴収(納付書・口座振替)の人

7月中旬に「保険料額決定通知書」を紫色の封筒で郵送します。納付書が同封されている人は、期限までに納めてください。

○特別徴収(年金天引き)の人

8月上旬に「保険料額決定通知書」を圧着はがきで郵送します。

○普通徴収と特別徴収両方(併徴)の人

7月中旬に「保険料額決定通知書」を紫色の封筒で郵送します。



▲普通徴収の封筒(紫色)



▲特別徴収の圧着はがき(ピンク色)

■75歳以上の人

(入院時食事療養費標準負担額は、国民健康保険の人と同じ)

自己負担割合、所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ(*)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円>	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円>	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	
2割	一般Ⅱ(*)	18,000円 または (6,000円+(医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用 <年間上限144,000円>	57,600円 <多数回44,400円>
	一般Ⅰ(*)	18,000円<年間上限144,000円>	
1割	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円
	注: 区分Ⅰは、住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円(年金収入は控除額80.67万円(*2)で算出し、給与収入は、給与所得控除後さらに10万円を控除して計算)		

* …「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」、「現役並み所得者Ⅲ」の人は、資格確認書に限度区分の併記は不要です

*2…令和7年8月1日から施行(施行前は80万円)

マイナ保険証についての問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

その他後期高齢者医療保険についての問い合わせ 群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7171)